

■ 根拠規定：地方独立行政法人法

第112条（新設合併）

設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併（2以上の地方独立行政法人がする合併であって、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併により設立する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）

をしようとする場合には、

新設合併に係る地方独立行政法人の設立団体（以下この節において「関係設立団体」という。）は、協議により次に掲げる事項を定め、第7条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 一 新設合併により消滅する地方独立行政法人（以下この章において「新設合併消滅法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 新設合併により設立する地方独立行政法人（以下この章において「新設合併設立法人」という。）の定款

2 前項の場合においては、**関係設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。**

3 第1項の協議については、関係設立団体の議会の議決を経なければならない。

第80条（設立の認可等の特例）

公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

<参考：地方独立行政法人法逐条解説>

第112条関係（新設合併に係る評価委員会の意見聴取）

- ・合併は、法人組織の大幅な見直しであるため、設立団体において必要性や合併により見込める効果について十分な検討を行う必要がある。
- ・したがって、中期目標期間終了後に設立団体の長が行う法人組織及び業務全般にわたる検討を行う際に評価委員会の意見を聴くこととされていることに鑑み（法第31条第2項）、合併を行う場合にも設立団体の長があらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされている。

第31条関係（中期目標の期間の終了時の検討）

○第1項：設立団体の長が行う検討の趣旨

- ・中期目標期間の終了時に、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その検討結果を業務運営の方法、組織の在り方、役員の人事等に反映させるべく、所要の措置を講ずることとしている。

○第2項：評価委員会の意見聴取の趣旨

- ・第1項の検討にあたっては、客観性・専門性を有する評価委員会の意見を活かすとともに、業務実績の評価の結果を踏まえて行う評価委員会の意見を聴くこととするのが適当と考えられるためである。

評価委員会への意見聴取の考え方

○法人の新設合併（法人統合）は、「法人組織の大幅な見直し」に該当

○「公立大学法人大阪府立大学」の業務全般について、新設合併法人に引き継ぐ

⇒このため、設立団体である府の検討にあたって、評価委員会に対して、

これまで法人の業務実績について評価を行ってきた結果などを踏まえ、

- ・法人で行ってきた業務を新設合併法人において継続していく必要性や
- ・新設合併法人の組織や業務運営のあり方など全般について、意見を求めるもの

【今後のスケジュール（予定）】

H29年 6月～	総務省・文部科学省 事前審査中
8月 8日	第3回評価委員会（諮問）
8月22日	第4回評価委員会（意見書）
9月下旬	府議会に法人統合関連議案(定款等)を提出
H30年 5月	総務省・文部科学省への認可申請
H31年 4月	新法人設立